**○国土交通省告示第千二百八十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第千二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十日　関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号一の項指定をした日欄中「平成十八年六月一日」を「平成二十三年六月一日」に改める。

**○国土交通省告示第千二百十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

中国地方整備局長　福田　功

| 道路の区域 | 道路の線名 | 道路の種類 | 後変別更前 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 丁目四国九門市図面縦覧場所 | 百八十八号 | 一般国道 | 後前 | 四国九門市八番二まで丁目三八一七番一から同市門前町三丁目三八一七番一から同市門前町三丁目 | 一一・〇メートル<br>五五・〇メートル<br>四二・〇メートル | 〇・一一キロメートル<br>九九七メートル |

中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

**○国土交通省告示第千二百十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

中国地方整備局長　福田　功

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百八十八号 | 四国九門市八番二まで丁目三八一七番一から同市門前町三丁目三八一七番一から同市門前町三丁目 | 口中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年六月十日

町町京野市城多蔵留瀬大狛市寺山野小小市島府市野川王戸に、市市、市摩村米市和江福、市市、市市平金町、市井田調、市、市梅三武限日、市、あ、市山市、東、生国国東、市、市中青、市、市、る。の端西き羽、市、武久清東、市立分村日、市布昭、市鷹蔵立八ご出穂東る村稲

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第６２号**

北海道日高郡新ひだか町静内本町２丁目１番10号

債務者　石井　弘子（旧姓佐々木）

1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　忠史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後０時
5　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２３年（フ）第５２４号**

福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目９番地10セジュールオーブＢ205号

債務者　上村　嘉英

1　決定年月日時　平成23年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠田　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９８４号**

福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目12番１―204号

債務者　石橋三代次

1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１２号**

宮城県気仙沼市舘山１丁目６番14号

債務者　大学　純子

1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２２年（フ）第１０２５号**

広島市安佐北区口田南９丁目38番22号

債務者　清河　公雄

1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２７２６号**

福岡市南区大楠３丁目６番７号、前住所福岡市南区桧原１丁目33番22―614号

債務者　小林　武宏

1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　雅章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第８７８号**

福岡市南区柳河内２丁目７番46号

債務者　中村　久之

1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅藤　浩三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１５４号**

福岡県小郡市赤川287番地

債務者　白水　福広

1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部